

(一) 茨城縣

保健衛生調査ニ關スル本年度豫算及計畫等ナク從テ現在迄ニ着手セシ事業ナシ

(二) 栃木縣

(一) 大正七年度實行豫算

保健調査費	1100円
旅費	1122円
備品費	110

消耗品費	50
雜費	8

本年度調査ノ狀況ニヨリ八年度以後増額計上ヲ要スヘシ

(二) 調査計畫

一、組織

委員長(警察部長)	1名
幹事(衛生課長)	1名
委員(警部、警部補、技師、警察醫、技手)	10名

二、調査方法

各町村ニ於ケル死亡率ノ最高、最低ヲ基礎調査トナシ其ノ町村若クハ部落本體トシテ死産兒幼兒死亡等次ノ順序ヲ以テ調査ニ着手スルモノトス

但シ豫算及事務ノ都合ヲ見計ヒ出來得ル丈ケ進捗セシムルコト

イ、本調査ヲ行政区畫ニ據ラス部落的ニ行ヒ其ノ既往及現在ノ健康状態ヲ察知スル爲メ戶籍簿、除籍簿、埋葬認許證添付ノ死亡診斷書等ニ據ル

住宅死亡小票

部落死亡圖

ヲ作製シタル後綜合的觀察ヲ與フルモノトス

ロ、前記調査ニ依リ死亡率ノ最低地並ニ最高地ニ於ケル

(一) 死産兒數ノ調査

(二) 幼兒死亡調査

(三) 徴兵検査合格率ノ高低

ヲ調査セントス

ハ、本調査ニ要スル簿冊及ヒ小票ノ様式ハ次ノ如シ猶本調査ハ委員直接出張ノ上調査スルモノトス  
差當リ死産兒調査ヲ專ラトス

保健調査員ニ關スル規程

第一條 保健ニ關スル事項ヲ調査スル爲メ委員若干名ヲ置ク

委員ハ知事之ヲ任命又ハ囑托ス

第二條 委員中ニ委員長一名幹事一名ヲ置キ委員長ハ警察部長、幹事ハ衛生課長ヲ以テ之ニ充ツ

第三條 委員長ハ事務ヲ統理シ幹事ハ委員長ヲ補佐シ委員長事故アルトキハ之ヲ代理ス

第四條 委員會ノ開會ハ委員長之ヲ通知ス

第五條 委員長ハ委員以外ノ廳員ニ對シ必要アルトキハ會議ニ參與セシムルコトヲ得

第六條 本規程ノ外必要ナル事項ハ委員長之ヲ定ム

〔附〕參考諸表

住宅死亡小票

部落名	月 主 名												家族數
○	□												○
月別 年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
41	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
42	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
43	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
44	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
1	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
2	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
3	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
4	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
5	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
6	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.



(一五) 三重縣

(一) 大正七年度實行豫算

計上ナシ

(二) 調査計畫

明治四十五年以來人體寄生蟲ノ調査ニ着手シ別表第一號ノ如キ成績ヲ得タルモ經費ノ都合ニ依リ一時中止ノ止ムヲ得サルニ至リタリシカ不日更ニ之カ調査ヲ續行スヘク目下計畫中ナリ

(三) 着手シタル事業ノ概況

乳兒、幼兒死亡原因調査ノ基礎トシテ左ノ事項ヲ調査セリ

一、本縣ノ既往十ケ年間乳兒、幼兒ノ死亡ヲ調査シタルニ別表第二號表ノ如シ

二、乳兒、幼兒死亡小票作製

本年一月ヨリ縣下各郡市町村役場ヲシテ埋火葬認許證ヲ下付シタル順序ニ依リ(別表第三號)小票ヲ作成シ毎月之ヲ報告セシメツ、アリ

三、乳兒、幼兒ノ死亡原因調査ニ就テハ尙進ンテ其ノ死者ノ生活程度、家庭ノ狀況等精密ニ調査セムカ爲メ乳兒、幼兒死亡調査表(別表第四號)ヲ警察官署ヲシテ調製セシメ然ル後必要ニ應ジ専門ノ知識ヲ有スル者ヲシテ更ニ實地ニ就キ原因ヲ探究セシメ之カ防備ノ策ヲ講スヘク目下攻究中ナリ

(附) 參考諸表

(第一號) 學校生徒檢便成績表

學校別	檢査人員	保卵人員	有卵					別種		檢査者ニ對スル保卵比例	檢査百ニ對スル十指腸蟲比例
			蛔蟲	蟯蟲	鞭蟲	絲蟲	腸十二指蟲	ダストマ	卵		
縣立師範學校	三三	二七	二四	一	八	一	一	八四・〇三	一六・六		
同 女子師範學校	一七	二四	七	一	六	一	一	三三・二四	五・二		
同 第一中學校	五七	四三	三	一	一	一	一	三三・六	四・三		
同 第二中學校	四〇	三三	二	一	一	一	一	七・三	五・九		
同 第三中學校	三〇	一八	一	一	一	一	一	五・三	一		



(第三號)

月		年		正大	
(一) 番	號	(二) 住	所	(三) 死亡者ノ氏名	(四) 死亡者ノ出生
第	號	市郡	村町大字		年 月 日
			番	(五) 死亡者ノ體性	年 月 日
				(六) 父ノ氏名	
				(七) 家計ノ主ナル職業者	
				(八) 死亡者ノ身分	
				(九) 發病年月日	年 月 日
				(十) 死亡ノ年月日時	年 月 日 時
				(十一) 死亡ノ原因	病死ノ種類

乳兒死亡小票

記入心得

(一) 埋葬火葬認許證ヲ下付シタル順序ニ依リ番號ヲ記入スヘシ  
(二) 四戸籍上ノ氏名、生年月日ヲ記入スヘシ  
(三) 五男女ノ別ヲ記入スヘシ  
(四) 六私生子ナルトキハ母ノ氏名ヲ記入スヘシ  
(五) 七統計ニ用フル職業分類ニ依リ記入スヘシ  
(六) 八嫡出子、庶子、私生子ノ別ヲ記入スヘシ  
(七) 九不詳ナルトキハ推定年月日ヲ記入スヘシ  
(八) 十病名又ハ變死ノ種類ハ醫師ノ死亡診斷書死體檢案書等ニ依リ記入スヘシ  
(九) 本小票ハ出生ヨリ滿五年迄ニ死亡セシ者ニ就キ作製スルモノトス

一二三

(第四號)

住		死亡者ノ氏名		職		業		同一家族數		生前ノ發育狀態		主ナル保育者		授乳種別及榮養方法		實母ノ健否		醫療ヲ受ケタル程度		養育ノ模様	
所		氏名		家計ノ主ナル職業		副業		執業者		健		實母、繼母、祖母、姉、妹、乳母、女中、養母、里親		母乳、主榮養品、補助榮養品		健					
市郡		村町大字		職業稱呼		其ノ他		不執業者		中		女中、養母、里親		補助榮養品		中					
番地		番		一ヶ月平均收入						弱		里親		補助榮養品		弱					

乳兒死亡者調査票

署名

三四三

(一六) 愛知縣

(一) 大正七年度實行豫算

保健調査費	三、〇八九 <sup>円</sup>
内譯	
醫師及書記月給	一、六八〇 <sup>円</sup>
手当	七〇〇
旅費	三〇〇
賞與	一
通信運搬費	五〇
消耗品費	二〇七
備品費	一五〇

圖書費

一

(二) 調査計畫及着手シタル事業ノ概況

愛知縣ニ於ケル保健衛生上調査ヲ必要トスル事項多クアルヘキモ本縣ハ小兒ノ死亡率全國小兒ノ死亡率ヨリ高ク最モ寒心ニ堪ヘサルモノアルヲ以テ先ツ既往三年ニ溯リ小兒(拾年未滿)死亡ノ原因調査ニ着手スルコト、セリ即チ本年四月警察部衛生課ニ之レカ調査機關トシテ醫師一人書記二人ヲ置キ一面名古屋市內開業醫師中ヨリ醫學博士二人(多田榮三郎 佐藤勤也) 愛知醫學校出身醫師一人(三原吉裕) 及愛知縣立醫學專門學校教授醫學士二人(大庭士郎 藤井料英) ヲ選ミ之ニ調査委員ヲ囑託シ委員會ヲ開クコト二回調査方法等ヲ協議シ其ノ結果別紙調査小票ヲ作製シ甲表ヲ縣下各警察署ニ配付シ警察官吏ヲシテ直接死亡者アル家ニ就キ調査セシメ乙表ヲ死亡者ノ主治醫又ハ診斷醫ニ配付シ調査ヲ委囑シ其ノ調査シ得タル事項ヲ基礎トシ更ニ調査委員等ニ於テ調査スルモノトス而シテ目下ハ死亡者ノ住所氏名其ノ他主治醫又ハ診斷醫ハ氏名等ヲ調査シツ、アリ

(附) 參考諸表

小兒死亡原因調査票 (甲)

1	姓名	第 子	
2	住所及戸名	市郡	區 町村
3	性及身	男 女	嫡出子 庶子 私生子
4	出生及死	年 月 日出生	年 月 日死亡
5	死亡病名	變死者ニアリテハ其ノ種類	
6	早熟、産産	熟産 早産	ヶ月 出産ノ難易
7	本人ト養育	實 父母 養 父母 繼 父母 其他	
8	養育ノ場所	生家、養家、里子、父母ノ實家、育兒所、其他	
9	授乳期ノ主	母乳、乳母乳、牛乳又ハ其他動物乳 乳、煉乳、穀粉、重湯、其他	
10	哺 乳 期 間	年 月	
11	妊娠時母常	(イ)腹部ノ打撲(ロ)悪阻(ハ)浮腫(ニ)甚シキ精神感動 (ホ)其他ノ疾病	
12	主治醫又ハ	診斷ノ氏名並期間	
13	職 業	父ノ職業	母ノ職業
14	實父ノ健否	健 中 弱	死亡病名 年齢 年
15	實母ノ健否	健 中 弱	死亡病名 年齢 年
16	同 胞 ノ 數 及 死 亡 者	實母ノ分娩總回数(死流産ヲモ含ム) 回、中死亡者 人	
		病 名	死亡 病 名 死亡
		死 年 齡	死 年 齡
		死 流 産	死 流 産
17	資産及生活程度	上 中 下	
18	飲 用 水	河川水、清水、(管等ニテ引キタルモノヲ含ム)井戸(共用又ハ專用)唧筒、釣瓶、掘抜、井戸側ノ有無(石、瓦、木、敲)水道(共用、専用)	
19	住宅ノ構造	平屋、厨屋、家屋ノ向、屋根(瓦類、葺、板、金屬)換氣(良否)採光(良否)	
20	土地ノ關係	山間區域 海濱地 工業區域 漁 村 濕 地 下水ノ有無 平原區域 商業地 農 村 市街地 乾燥地	

備考

- 五 項 本人ノ死亡セシ原因 病死ナレハ病名變死ナレハ饑死、溺死、絞殺、窒息死、凍死、自殺等ノ別ハ變死ノ場合ニ於テハ第五類以下ノ調査ノ要ナシ
- 六 項 熟産ハ懷妊十ヶ月早産ハ同八ヶ月又ハ九ヶ月出産ノ難易ハ産婆ノ介補ニヨリテ容易ニ生レタルモノハ安産トシ醫師ニヨリテ娩出術ヲ講セラレタルモノハ難産トス
- 七 項 本人ノ養育カ實父母、繼父母、養父母其他(例ヘハ伯叔父母、從兄弟姉妹等)何レニ依リテ爲サレシヤ
- 八 項 本人ノ養育場所ハ何レナリシヤ若シ生後ヨリ死亡ニ至ル間ニ其ノ場所ヲ變更セハ兩所ヲ次ノ如ク記載サレタシ例ヘバ生後三ヶ月間ハ生家ニ育チ後里子トナレハ「生家(生後三ヶ月間)里子(生後四ヶ月ヨリ死亡マテ)」而シテ育兒所ニハ孤兒ヲ養育スル所若クハ感化スル所或ハ労働者ノ兒童ヲ労働時間中預ル所等ヲ包含ス
- 九 項 授乳期榮養ハ主トシテ何レナリシヤ同時ニ兩者ヲ用ヒシヤ或ハ初メ甲ニシテ後乙ニテナサルレハ甲(生後何ヶ月迄)乙(爾後)ト記載サレタシ
- 十 項 哺乳期間トハ九項記載ノモノノミヲ以テ養ヒタル期間
- 十一 項 (イ)實母ハ本人ヲ妊娠中腹部ヲ打撲シタルコトナキヤ (ロ)實母ハ本人懷妊ニ乃至三ヶ月後激シキ嘔吐ノ爲メ醫療ヲ求ムル如キコトナカリシヤ (ハ)母ハ妊娠中下肢並ニ全身ニ水腫ヲ來シタルコトナカリシヤ (ニ)尙當時甚シキ精神感動ハ非リシヤ (ホ)其他ニ疾病ニ罹リシコトナカリシヤ
- 十四 項 實父ハ強健ナリヤ普通ナリヤ虛弱ナルヤ痼疾アルヤ若シ實父死亡セハ其ノ病名及死亡時ノ年齢生存セハ現時ノ年齢
- 十六 項 同胞トハ父母ヲ同フスルモノヲ意味ス
- 十七 項 戸主ノ動産不動産及收入並ニ平素ノ暮シ向キ等ヲ斟酌シテ其ノ市町村ニ於テ上位ナルモノヲ上之ニ次クモノヲ中トスルカ如シ
- 十八 項 飲用水ハ本人ノ養育所ニ於テ何レヲ用ヒ居ルヤ若シ本人住所ヲ變更シタル場合ニハ出來得クンハ前住所ノ飲用水ニモ記入アリタシ

注 意

- 一 本票ノ調査ハ可成精確ヲ期スルニアルヲ以テ其ノ判明シ得タル事項ノミニ就キ記載ノコト
- 二 本票記載法ハ不動文字ニ該當シタル事項ハ其ノ下ニ横線ヲ引クコト



○ ○  
小兒死亡原因調査票 (乙)

1	姓名				
2	住所	市	郡	區	町村
3	性	男		女	
4	生年月日	年	月	日	
5	發病死亡	年	月	日發病	年 月 日死亡
6	體格及榮養	體格	大	中	小
	榮養	良	中	不良	
7	既往ノ健康及著シキ疾	健	中	弱	病名
8	死亡病名	變死者ニアリテハ其ノ種類			
9	病死者ニアリテハ其ノ症狀	發病ノ誘因 熱 高度 中等度 輕度 皮膚ノ狀態 發黃 發疹(皮下溢血) 發赤 貧血 咳嗽 發音嘶啞 呼吸困難 浮腫腹部ノ膨大又ハ陷凹、淋 巴腺腫大 四肢ノ知覺又ハ運動麻痺、昏睡、痙攣(強直、搐搦、間 代性痙攣) 嘔吐 回、便秘 回、便ノ性質 裏急後重ノ有無 尿 蛋白 糖 有形成分 寄生蟲ノ種類			
10	遺傳	結核、 微毒、 癩病、 精神神經病、 痴呆、 聾、 啞、 盲目、 畸形、 飲酒、 {常習性} 大量、 血族結婚、			

調査醫師名

- 注意 1. 本票ノ調査ハ可成精確ナ期スルニアルヲ以テ其ノ判明シ得タル事項ノミニ就キ記載セラレタシ  
2. 本票ノ記載法ハ不動文字ニ該當シタル事項ハ其ノ下ニ横線ヲ引カレタシ

(一七) 静岡縣

(二) 大正七年度實行豫算

衛生及病院費保健衛生調査費

五九四〇

内譯

旅費 三七九〇  
印刷費 五〇  
雜費 六五

(二) 調査計畫

左記保健調査方針ニ依リ必要ト認ムル東西六ヶ町村ニ對シ警察醫一名藥劑師(技手)一名、事務員(警部及警部補一名)及巡查一名 二名ヲ一班トナシ實地臨檢調査(形式ハ多少ノ改良ヲ加フル見込)ヲ爲ス豫定

保健調査方針

第一、死亡原因

- 一、死亡率ノ最大ナル町村(山地、平地農村、市街地、漁村各一ヶ町村宛)
- 二、死亡率ノ最小ナル町村(前同所)
- 三、乳兒死亡率ノ最大ナル町村(前同所)
- 四、同上最小ナル町村(前同所)

(健康保持)

第二、特殊疾病

- 一、結核
- 二、花柳病
- 三、地方病

(健康増進)

第三、健康

- 一、壯丁検査成績最優良町村(前同所)
- 二、小學校兒童身體検査成績最優良町村(前同所)

衛生課案

保健調査方針

縣下死亡率最多ノ町村ニ付テ左記事項ヲ調査ス

死亡原因ニ對スル調査事項

- 一、既往死亡率狀勢
- 二、生産死産、結婚離婚ノ動態
- 三、死亡年齢別、性別、職業別(三十三項ニ據ル)
- 四、死亡病類別
- 五、精神病者、盲者、癩、結核患者、梅毒患者又ハ遺傳傳染等ノ關係
- 六、血族結婚ノ有無
- 七、死亡者多キ家族ノ健康狀態(各部落別、既往五ヶ年)
- 八、特種傳染病ノ狀勢就中累年多數ヲ占ムル傳染病流行ノ原因及腸内寄生蟲保有者ノ分量、分佈
- 九、地勢、氣候、雨量、風向、河川沼澤ノ有無及其ノ疏通狀況
- 十、飲料水ノ狀況(井數、導水、堀、池沼飲用人員數人口、井ノ類鑽水河水別水質検査)
- 十一、食料品等ノ關係(藥、嗜)
- 十二、精酒飲料消費狀況

- 十三、現住者ノ年齢構造及平均命數
  - 十四、現住者ノ職業及貧富生活ノ狀況
  - 十五、小學校兒童體格體質及健康狀況
  - 十六、壯丁檢査成績就中合格率并ニ各種疾病健康ノ狀態
  - 十七、醫師其ノ他療屬配置
  - 十八、育兒其ノ他、日常衛生ニ關スル特殊ナル風俗習慣
- 此他乳兒死亡ノ原因ニ對シテ調査スヘキ事項
- 一、死者男女ノ別并ニ月齡
  - 二、死亡ノ原因及病名
  - 三、死亡ト季節ノ關係及同季節内ニ於テ乳兒流行病アラハ其ノ病名若クハ病狀
  - 四、生母及家計ノ主、副職業(各別)出產當時生母生父ノ年齢
  - 五、貧富(富裕、生計ニ差支ナシ、漸ク生活ス收支一杯、生計困難亦貧居候)
  - 六、預リ子、貰子、繼子、連子、實子ノ別
  - 七、公生兒、私生兒ノ別及生母ノ第何子ナルヤ
  - 八、生母又ハ乳母ノ乳汁分泌ノ多寡

九、生母乳、乳母乳又ハ人工榮養ノ別(生牛乳、煉乳、山羊乳、重湯、豆汁、片栗其ノ他)

十、家庭ノ狀況

家庭ノ不和、生父母ノ行蹟、飲酒ノ程度、強制結婚ナルヤ否ヤ子供ノ多少、保育ノ粗、町殊ニ乳兒ヲ粗末ニ取扱ヒタル形跡アルヤ否ヤ、毒、乳母ノ飲食物、飲料水、勞働ノ狀況

十一、遺傳關係

十二、受胎當時ニ於ケル兩親ノ健否、疾病アラハ其ノ病名

十三、生母又ハ乳母ノ授乳期間ノ健康狀態、疾病アラハ其ノ病名

十四、出生ヨリ死亡ニ至ル期間ニ於ケル家族ノ疾病

十五、家ノ方向、日當リノ良否、屋内ノ明暗、乾濕、清潔、不潔、宅地ノ高低乾濕

十六、年々定期清潔法施行ノ完否

十七、當該市町村一般ノ土地ノ高低、雨ノ多寡、寒暖、主ナル風向、河川沼澤溝渠ノ有無及其ノ疏通

狀況

(一) 以上ノ調査ニ依リ結論ヲ作り最モ急務ト認ムル事項ヨリ實施ヲ町村ニ勸奨スルト共ニ各種ノ便宜ヲ與ヘ實績ヲ擧クル方法ヲ討究ス

(參考)

- (二) 飲料水改良、産婆村營、産婦保護規定、勞働者ノ育兒制度改良、主トシテ兒童用飲食物ノ自營的監查、兒童身體保護ニ必要ナル遊戲ノ制限ト獎勵、結核豫防上ノ施設即チ貸家消毒、患家家具消毒、相互豫防規約又ハ相互疾病保險の組合ノ設置、腸内寄生蟲傳搬豫防ノ外糞尿ノ無害處置規約勵行、便所改良、衛生費補助、共同浴場經營、塵芥ノ處分并ニ利用方法ノ組織的改良、下水溝渠清潔維持互助規約、食料品共同購買及監査方法、尤モ多キ職業ニ就テ職業上受ケタル衛生上被害ノ緩和和方法、小學兒童ノ家庭、遊戲ノ改良、共同遊戯場ノ設備方法、小學校々舎、校具ノ改良、小學生徒ノ晝食制度改善又ハ統一的施設、飲酒耽溺花柳病豫防等ニ關スル青年會規約等ノ改正、共同治療安價療病ノ方法、特殊風俗習慣中衛生上有害ナルモノ、矯正方法、巡回講話、家庭衛生講話等ノ繼續實施方法
- (三) 以上實施シタル時ハ其ノ成績ヲ監視スル方法ヲ講スルコト
- (四) 以上第一ノ調査ハ普通ノ場合ハ醫師一名、藥劑師一名、助手一名、書類統計乃至民俗風習視察ニ當ルモノ一名ヲ一班トシ一町村ニ約五―七日間滯留實査ヲナス
- (五) 前記調査ニ要スル旅費、器具器械消耗品等ハ當分ノ内衛生病院費其ノ他支出シ得ヘキ費目ヨリ支障ナキ程度範圍ニテ之ヲ實行ス
- (六) 以上ノ調査結了ノ際ハ調査者ニ於テ大略結論ヲ作り或ハ歸廳後主査其ノ他ノ委員ト内議シ根據アル具體的成案ヲ具シ之ヲ委員會ノ議ニ附ス

(七) 場合ニ依リ比較討究ノ材料トシテ衛生上優良町村ヲ調査スルモノトス

### (三) 着手シタル事業ノ概況

大正六年五月廳内ニ保健衛生調査委員會ヲ設ケ(衛生、工場、保安、地方、學務、産業ノ各課統二十名)大正六年七月第一回會議ノ結果死亡率高キ平地農村ナル小笠郡粟本村ニ就テ大正六年八月中警察醫外三名ニテ約十日間滞在住民ノ健康状態及季候地勢的關係各般ノ事項ヲ調査シタル結果左記之通りノ結論ヲ得(全報告目下印刷中)猶對應施設事項ニ就テ更ニ委員會ノ議ヲ經其ノ施設實行方目下交渉中ナリ尙縣下肺結核患者實行數調査ニ就テハ大正六年二月着手シ郡市醫師會員ノ助力ヲ以テ大正五年現在ノ本病患者ノ概數ヲ得タリ(後ニ掲クル附録參照)其ノ他ノ關係事業トシテハ縣下乳兒死亡調査ヲ郡市醫師會ニ委托シ大正六年四月ヨリ大正七年三月迄一ケ年間分會員ノ許ニテ取扱ヒタルモノ、記入報告目下集計中又已ニ二三町村ニ於テ自發的ニ乳兒死亡減少策並腸内寄生蟲一齊驅除等實行スルモノ續出シ來リシヲ以テ是等ヲ直接間接ニ援助指導シ亦其ノ成績ヲ調査シ他町村ニ向テモ此ノ種風潮助成獎勵方ニ就テ郡市長警察署長等ヲ通シ督勵中ナリ

#### 保健調査委員ニ關スル規程 (大正六年五月八日知事決裁)

第一條 保健衛生ニ關スル事項ヲ調査スル爲委員若干名ヲ置ク

委員ハ知事之ヲ任命又ハ囑託ス

第二條 委員中ニ委員長一名、幹事一名ヲ置キ委員長ハ警察部長、幹事ハ衛生課長ヲ以テ之ニ充ツ

第三條 委員長ハ事務ヲ統理シ幹事ハ委員長ヲ補佐シ委員長事故アルトキ之ヲ代理ス

第四條 委員會ノ開會ハ委員長之ヲ通知ス

第五條 委員長ハ委員以外ノ廳員ニ對シ必要アルトキハ會議ニ參與ヲ要請スルコトヲ得

第六條 本規程ノ外必要ナル事項ハ委員長之ヲ定ム

粟本村保健調査報告 (前略)

其ノ五 綜 括

一、粟本村ハ田畑全村ノ十分ノ六ヲ占メ餘ハ山林原野ヨリ成ル狹長ナル農村ナリ

二、粟本村ハ隣接郡ニ比シ氣温低ク降雨多ク快晴少ク西風多ク吹ク

三、水ニ不便ニシテ良井戸ナク飲料水ノ約六割餘ハ不適ニシテ大半安母尼亞之ニ次テ「クロール」ノ過量ヲ證明スルモノ多シ

四、村民ノ殆ント全部農ニシテ概シテ貧富ノ差少ク赤貧者殆ントナク勤勉ニシテ節儉貯蓄心ニ富ム

五、主食品ハ米七分麥三分ニシテ副食物ハ蔬菜ヲ主トシ動物性食餌少ク「アルコール」ハ相當ニ消費ス

六、醫師ナク産婆ナク之ヲ迎フルニ相當不便ナリ

七、一般ノ風習トシテ特異ナルモノナキモ幼兒ヲ田野ニ携行セサル傾向多キハ他ニ比シ稍異ナレリ

八、現住人ノ年齢構成ハ全國ニ比シ其ノ千分比ノ割合ニ於テ十歳以下ノ幼者多ク十五乃至五十五歳年齢間ノ者少ク七十歳前後ノ者比較上多シ而シテ其ノ男女別ニ見ルニ青壯年者ハ學業出稼ニ由ル出寄留多キニ因スル如キモ全體ニ於テハ必シモ然ラス幼年ニシテ多ク死亡スル關係ノ否ムヘカラサルヲ認ム

九、現住人ノ平均年齢ハ二十七歳弱ニシテ全國(大正二年)ノ二十八年ニ比シ低シ

十、現住人ノ死亡平均年齢ハ二十四年三五ニシテ全國(大正二年)三十二年六八ニ比シ著シク低シ恐ラクハ幼者死亡ノ多キニ因ルヘシ

十一、小學兒童ノ身長ハ本縣ヨリ低ク全國ヨリ一層低ク十三歳以後ハ其ノ前ニ比シ一層其ノ差著シク體重ハ全國及本縣ニ比シ男ノ十乃至十二歳女ノ十歳士歳級僅ニ多キモ其ノ前後ノ七八歳乃至十三歳以後ハ著シク少ク概シテ多キ方ハ其ノ差僅カニシテ少キ方ハ其ノ差大ナリ腦圍亦體重ト略同様ナリ

十二、本村小學校兒童ハ「トラホーム」患者數郡全體ノ平均ニ比シ多シ

十三、本村壯丁合格率ハ郡縣及全國ニ比シ少シク低シ

十四、本村壯丁ハ短尺者多ク全身發育不全筋骨薄弱者及其ノ他疾病變常ノ不合格者ハ他ト大差ナシ

十五、本村壯丁甲種合格者ノ平均體重ハ他ニ比シ重ク壯丁全體ノ身長對體重亦本縣ニ比シ重キモ全國

ニ比スレハ輕シ

十六、本村人ノ腸内寄生蟲卵保有者ヲ調査スルニ十二指腸蟲ニ於テハ小學兒童四三・九%村民一八・九%ニシテ部落別ニスレハ山間ニ少ク平地ニ多ク蛔蟲ハ小學兒童九一・二%村民七七・〇%ニシテ就中十二指腸蟲ハ壯年者高年者ニモ多ク之ヲ認ム

十七、本村現在ヲ視察スルニ乳兒人口榮養多キ傾アリ而シテ人口榮養兒ノ半以上ハ現ニ消化不良症狀ヲ認ム

十八、本村ニ精神異常者多ク肺結核少ク癩其ノ他特殊疾患等ノ認ムヘキナシ

十九、本村結婚率ハ他ト差ナク離婚率多ク結婚年齢ハ概シテ男子二三年早ク女子一年晚シ

二十、本村生産率ハ累年非常ニ高ク且ツ女ノ出生多シ生産率高キ原因ハ直接ニハ女子ノ妊孕力高キト一方ニ於テ死産率低キニ因ル

二十一、本村死産率ハ本縣及全國ニ比シ低ク其ノ月齡別及公私生別等ヲ見ルニ特殊ノモノヲ認ム

二十二、本村死亡率ハ累年著シク高シ

二十三、本村死亡ニ比シ出生ノ超過ヲ人口千ニ對スル歩合ハ一六・六ニシテ本縣ト大差ナク全國ニ比シ著シク多シ

二十四、本村死亡ハ年齢千分比ニ於テ乳兒及二乃至十歳ノ小兒死亡著シク多ク年齢別死亡率ニ於テ亦

然リ假ニ十歳以下ノ死亡者ヲ本縣全體ノ割合ニ減少スレハ本村ノ死亡率ハ他ト大差ナカルヘシ之ニ反シ十一歳以上五十五歳前後迄ニ死亡少ク就中二十歳前後ノ年齢別死亡率ハ全國等ニ比シ著シク少

シ要之本村死亡ハ二歳乃至十歳ノ小兒死亡多キヲ特徴トス

二十五、本村死亡病類ハ全體ニ於テ肺炎氣管支炎死亡尤モ多ク之ニ次クヲ消化器系疾患及先天性弱質トシ全國ニ比シ割合ニ最モ多キヲ消化器系疾患トス其ノ他數ニ於テ少キモ榮養變調疾患小兒急痲及

微毒等多ク肺結核心臟疾患等ノ少キヲ特異トシ概シテ幼者ヲ犯ス病類多シ

二十六、本村腦出血腦軟化死亡ノ人口ニ對スル死亡比全國ニ比シ多キハ微毒死多キト及アルコール飲料消費少カラサルト因果的關係ナキカラ疑ハシム

二十七、本村死亡中二歳乃至五歳死亡ノ原因別ニ於テハ肺炎急性氣管支炎多ク腦膜炎消化器病之ニ次キ六歳乃至十歳死亡ノ原因別ニ於テハ腦膜炎尤モ多シ然レトモ腦膜炎死亡ハ五歳以下ハ他ニ比シ少ク六歳以後ハ他ニ比シ多キモ其ノ多キ差幅ハ肺炎氣管支炎等ノ如ク大ナラス

二十八、本村死亡中二歳乃至十歳死亡者病類ヲ更ニ大別スレハ肺炎氣管支炎等呼吸器疾患最モ多ク腦膜炎下痢等(疫痢ヲ含ムヲ常トス)之ニ次キ消化器疾患之ニ次ク而シテ是等ノ大半ハ注意ト手當ニ依リ死ヲ豫防シ得ヘク其ノ他ニ於テ實布埜里等ノ傳染病及火傷窒息溺死等ノ災厄(以上二者ハ此年齢級死亡ノ一割二分ヲ占ム)ノ必ス豫防シ得ヘキモノヲ合スレハ普通ノ状態ニ於テ此半數ニ近ク死ヲ

減シ得ヘシ

但シ之本村特有ニ非ス概シテ本縣全體ニ適用シ得ヘキモ此年齡級ニ於テ溺死八人ヲ數フル如キ本村ニ於テハ特ニ然リトス

二十九、本村死亡多キ家ヲ臨檢調査スルニ悉ク前記數字の說明ニ符合ス廿五人ノ死亡ヲ七月ニ就テ見タルニ大人死亡僅カニ三人他ハ悉ク小兒ニシテ生計必シモ困難ナルモノ多キヲ認メス而シテ大人ノ三人ハ二十五歳乃至三十四歳ニシテ皆肺結核ナリ即チ本村ノ如キ肺結核少ナキ地ニ於テモ少壯者死亡ハ之ニ因ルヲ見ル

三十、本村ノ乳兒ノ死亡ノ月齡ハ一ヶ月尤モ多ク二ヶ月六ヶ月十二ヶ月之ニ次ク月齡一ヶ月死亡多キハ本縣又然リ

三十一、本村乳兒死亡月別ニ於テハ十二月尤モ多ク九月一月二月之ニ次キ概シテ秋冬ニ多キモ本村出生ノ月別亦十二月以外ハ大略右ニ一致シ尤モ多キ月齡一ヶ月死亡ノ一月ニ多キト符合ス

但本村特有ニ非ス

三十二、乳兒死亡病類ニ於テハ本村内ノ千分比ハ先天弱質尤モ多ク消化器病肺炎微毒之ニ次キ全國本縣等ト比較スレハ消化器病及微毒ノ多キト腦膜炎急性氣管支炎少ナキヲ特異トス

三十三、本村乳兒死亡ヲ單獨ニ觀察スレハ發育不全尤モ多ク消化器病之ニ次キ又ヲ保育上ノ關係ニ大

別スレハ保育上ノ適否關係尤モ多ク榮養ノ適否關係母體遺傳の先天體質關係順次相次キ不可抗及說明シ難キモノ尤モ少シ

三十四、乳兒死亡六十一人ニ關係スル實施調査ヲ爲シタルニ保育上ノ關係ヨリ見レハ年若キ母ノ第一子第二子ニ死亡尤モ多ク母體々質的關係ニ就テハ發育不全ノ十分ノ六ハ早産ニシテ妊娠時疾病アリタル母ハ約一割二分ヲ數フ榮養上ノ關係ニテハ六十一乳兒中哺乳期ナクシテ死亡セルモノ以外ハ母乳人工ノ榮養方法相半シ人工榮養ノ母廿名中ノ十四名ハ單純ノ乳汁分泌不足ニシテ全體六十一乳兒ノ母五十五人中ニ於テハ二九・一%ニ乳汁分泌不足者ナリ乳汁分泌不足ノ原因ハ多産多死ニ依ルカ榮養關係ニ依ルカ特殊疾病ニ依ルカ確然タラス

三十五、本村ノ乳兒死亡數ニ就テ之ヲ本縣全國等ト分量的比較ヲ試ムルニ多産ハ多死ナル或ル自然ノ數アリト假定スレハ本村ハ猶未タ自然ノ數ヲ超越セルモノト認ムル能ハス

#### 其ノ六 結 論

上來章ヲ分チテ細論シ終ニ綜括三十五項ニ緝約シタル本村衛生狀態調査ノ成績ニ付考フルニ或自然ナル意味ヲ參酌考量シテ特ニ深甚ノ考慮ヲ費ヤサルヘカラサルモノハ曰ク飲料水ノ不良ナリ腸内寄生蟲ノ蔓延著シ現在人短小ナリ生産率高クシテ死亡率大ナリ死亡原因ハ乳兒死亡及特ニ小兒死亡ノ多キニ因ル而シテ乳兒死亡ノ多キハ哺育不十分ニ因ル哺育不十分ハ母體質的關係及看護ノ不十分

ニ其源ヲ發シ前者ハ多産又ハ榮養的關係ニ歸シ身體榮養的關係ハ同時ニ榮養不足カ特殊病因的慢性的障害カ明カナラス後者ハ農村一般ノ風潮ニ依ル然レトモ之ヲ大局ニ見レハ本村乳兒死亡ハ猶自然ノ數ヲ甚シク超越スルモノト認メサルモ小兒死亡ノ多キハ特ニ本村ニ著シキ現象ニシテ多クハ保育上ノ注意ト手當ニ不足不十分ニ原因スルモノト認ム

叙上ノ理解ニ於テ明瞭ナレハ之ニ對スル衛生的救濟方法略自カラ確立スヘシ乳兒死亡ノ減少策「アルコール」飲料ノ節約微毒ノ根絶等社會一般的ニ改良ノ策ヲ講スヘキモノハ姑ラク措キ本村ニ於テ特ニ現在人ノ體格體質母體ノ體質的傾向ノ改善ニ對シ施設スヘキモノ、内先ツ試ムヘキバ腸内寄生蟲ノ驅除並ニ之カ再感染豫防次テ施スヘキヲ幼者保育知識ノ涵養トシ遂ニ療病機關ノ設置飲料水ノ改良事業ナリトス

其ノ七 施設方法

- (一) 腸内寄生蟲ノ驅除並ニ再感染ノ豫防方法ハ左記各項ヲ實行スヘシ
- (イ) 腸内寄生蟲ノ害毒並ニ之カ豫防方法ヲ村民ニ周知セシムル爲メ各區ニ亘リ少クモ二回及三回講話會ヲ開催シ實物展覽並ニ講話ヲ爲スト共ニ簡明ナル圖譜ノ如キモノヲ印刷配布ス
- (ロ) 村内各區ニ數名宛ノ驅蟲委員ヲ置キ左記各號ノ實行ニ當ラシム委員ニハ傳染病豫防ヲ兼テ衛生費ヨリ相當手當ヲ給スルコトヲ得ル如クス

- 1、糞地ニ關スル調査ヲ爲サシメ不適當ナル糞地ヲ調ヘ之カ改良方法ヲ指示實行セシム
- 2、糞便ヲ肥料ニ供スルハ貯留三週間後又ハ相當腐熟シタルモノニ非レハ使用スルコトヲ得サル如ク規約シ之カ實行監視ヲ爲シ其ノ成績ヲ月報スルコト
- 3、野外脫糞禁止勵行監視シ其ノ成績ヲ月報スルコト
- 4、驅蟲療法實行ノ計畫及之ニ關スル一切ノ世話ヲ擔任スルコト
- 5、其ノ他腸内寄生蟲驅除ニ關スル各種ノ事業ニ任スルコト

(ハ) 驅蟲療法實施方法

- 1、村役場又ハ學校ニ單顯微鏡ヲ備ヘ役場吏員又ハ學校教職員ヲシテ蟲卵検査ニ習熟セシメ常ニ多數檢便シ證ヲ交付シ又ハ記帳シ置クコト
- 2、驅蟲藥「ネマトール」「チモール」「ナフタリン」比麻子油、「シヤリエン、クロ、フォルム」「サントニン」「海葱草甘汞等」ヲ役場ニ備ヘ付クルコト
- 3、一週又ハ十日ニ一回所謂驅蟲日ヲ定メ適當ノ醫師ヲ聘シ驅蟲療法ヲ實施スルコト
- 4、驅蟲日ハ十二月ヨリ二月迄ノ間トス

(ニ) 前記各項ニ必要ナル費用即チ印刷物驅蟲委員手當藥購入費用及醫師囑托手當検査器械材料費

(以上概算初一ヶ年約三百圓次年ヨリ約百五十圓)ハ村費又ハ適當ノ費用ヨリ支出ノ途ヲ講スル事



(二) 幼者保育知識涵養方法ハ左記各項ノ全部若ハ一部ヲ實行スヘシ

(イ) 母ノ會ヲ起シ適當ノ講師ヲ聘シ初生兒ノ看護乳兒哺育法小兒期疾病ノ豫防看護方法其ノ他幼者保育上必要ナル注意及妊婦褥婦並ニ乳母トシテノ攝生注意法等ノ講習ヲ繼續的ニ行フ

(ロ) 日常遵守スヘキ印刷物(俗語)ノ配布

(ハ) 熟練ナル看護婦ヲ常置シ常時ハ巡回看護ノ制度ヲ設ク

(三) 療病機關ノ設置ハ左記各項ノ一ヲ實行スヘシ

(イ) 村立病院ハ適當ノ人ヲ得經營宜敷ヲ得ハ收支相償フヘク然ラサル場合之ヲ村費支出ノ補助ヲ爲スモ村民共同ノ支出ニシテ普通醫師ニ支拂フモノト支出ノ方法異ナルノミ本村千七百人ニシテ一日平均約八十人(死亡率二五・〇%ベツテンコーフエル氏法計算)ノ患者ニ對シ支出概算左ノ如シ

金	九	百	圓	醫師一人月俸七十五圓	
金	四	百	三	十二圓	看護婦二人平均十八圓(内一人產婆兼)
金	百	四	十	四圓	同使一人月十二圓
金	三	十	圓	雜役一日五十錢延六十日	
金	三	十	七圓	惠與	

金千四百六十圓

藥品及治療費一日五錢延二萬九千二百人

院費 金三百圓

諸雜費一ヶ月二十五圓(概算)

金百圓

修繕費(概算)

計 金參千四百〇參圓

收入概算

金參千五百〇四圓

一人一日十二錢延二萬九千二百人

以上ノ理論上患者數ヲ三割減トシ一日五十六人平均トスレハ藥品治療費ニ於テ四百三十八圓ヲ減スルモ同時ニ收入ニ於テ千〇五十一圓餘ヲ減スルヲ以テ六百十三圓餘ヲ補充セサルヘカラス建築及初度調辨費ハ一切新設トシテ約二千圓ヲ要スヘク病室數ヶ所置ク時ハ三千餘圓ヲ要スヘシ

以上ノ如クスル時ハ完全ナル療病機關ヲ得同時ニ產婆使用者ニ對シ安價便宜ニ之ヲ供給スルヲ得ヘク時々巡回看護其ノ他衛生療病上多大ノ益アルヘク村内傳染病豫防費ハ從來共多ク支出スル場合ナカルヘシト信ス

(ロ) 補助醫設置

年額三百圓乃至五百圓ヲ補助シ村醫ヲ特設シ村内療病上安價且便宜ナル方法ヲ採ル

- (ハ) 醫師出張所ヲ設置シ或ハ之ニ看護婦一名ヲ附屬スル等ノ方法ヲ取り相當ナル醫師ノ出張診療所開設ヲ促シ之ヲ助成ス
- (四) 飲料水改良方法左記各項ヲ漸次實行スヘシ
  - (イ) 現在ノ掘井戸ハ相當補助シテ改良セシメ現在ヨリモ深層ノ地下水ヲ用ユルコト、シ同時ニ井戸側其ノ他ノ改良ヲナス
  - (ロ) 高地貯水池ヨリ簡易導水工事ヲ爲ス即チ土管其ノ他ノ導管ヲ以テ導水シ人家ノ適當ノ場所ニ共同井戸ヲ置ク式トスレハ概算二千圓以内ヲ以テ設備シ得ヘキ見込アリ之カ設計ハ實査ヲ要ス

以上四項中一及二ハ之カ施行ヲ容易ナラシメ効果ヲ確實ニスル爲ニハ特ニ村内有力者ノ理解徹底ヲ必要トスル故ニ縣ヨリ適當ノ人ヲ派シ相談協議ヲ催シテ之カ指導ト理解ニ努メ實行ニ着手シ而モ比較的少額ノ費用ヲ以テ實施可能ナル問題ナルヲ以テ本村ニ於テハ先ツ之ヲ行ヒ次テ村當事者並ニ有力者ノ討究審議ヲ經テ(三)ノ方法ヲ講シ遂ニ飲料水改良ノ事業ヲ完成スヘシ

以上四項ヲ眞面目ニ努力シテ實行スルニ於テハ本村ハ基年ナラスシテ現在人ノ體質體格ヲ改良シ勞働能力ヲ増シ物資生産力ヲ強メ死亡ヲ減シ病者ヲ少クシ遂ニ潑瀾タル生氣ノ滿チタル民衆ニ依テ形ツクラル、健全優良ナル農村トナルコトヲ期待シ得ヘキモノト認ム

終ニ本調査ハ獨リ本縣ノミナラス本邦ニ於テモ從來報告セラレタルモノナキ初メテノ作業ナルヲ以テ

以上記述シ來リ只管調査ノ足ラサル處アルヲ覺ユ殊ニ箇性健康狀態檢査並ニ比較研究等ノ點ニ於テ甚シク不足ヲ感シ其ノ結果結論ニ於テモ從來ノ學說等ニ據リ推論スルノ已ヲ得サル不徹底ノ點アルハ遺憾ニ堪ヘサルモ試験的ノ意味ニ於テ寛大ナル批評ヲ俟ツ外ナシ

幹事 飯村保三

(附) 參考諸表

各市町村死亡率最高及最低調 (各三ヶ町村)

郡市別	最 高			最 低					
	町村名	率	町村名	率	町村名	率			
賀茂郡	南中	2.60	稻生澤	2.22	松崎	1.67			
田方郡	小室	2.50	下大見	2.06	西豆	1.62			
駿東郡	足柄	2.50	小泉	2.03	西根	1.60			
富士郡	吉原	2.50	白糸	2.00	應永	1.58			
庵原郡	内房	2.50	白津	1.97	吉永	1.58			
安倍郡	玉川	2.33	興津	2.33	高部	1.57			
静岡市	1.01	服織	2.33	三保	1.56	入江	1.57		
志太郡	西益津	2.80	美和	2.33	安東	1.56	東益津	1.57	
榛原郡	坂部	2.66	川崎	2.27	青島	1.57	御前崎	1.57	
		下川根	2.29	白羽	2.27	中川根	1.56		

各市町村徵兵検査合格者調 (各三箇町村)		最高	最低
		町	村
賀茂郡	下田	三〇・三	三〇・三
田方郡	北狩堅	三〇・〇	三〇・〇
駿東郡	片濱	二九・一	二九・一
宮原郡	北山	二九・五	二九・五
庵原郡	松野	二九・九	二九・九
安岡郡	中藥科	二八・八	二八・八
志太郡	藤枝	二八・二	二八・二
小笠原郡	菅山	二七・七	二七・七
周智郡	土方	二七・六	二七・六
磐前郡	見付	二七・三	二七・三
濱田郡	天王	二六・六	二六・六
賀茂郡	下田	三〇・三	三〇・三
田方郡	北狩堅	三〇・〇	三〇・〇
駿東郡	片濱	二九・一	二九・一
宮原郡	北山	二九・五	二九・五
庵原郡	松野	二九・九	二九・九
安岡郡	中藥科	二八・八	二八・八
志太郡	藤枝	二八・二	二八・二
小笠原郡	菅山	二七・七	二七・七
周智郡	土方	二七・六	二七・六
磐前郡	見付	二七・三	二七・三
濱田郡	天王	二六・六	二六・六

合計	引濱	濱田	磐前
三、三〇六	四八	一、三三	一、三三
八、六〇三	三三	八〇	八〇
三、四四五	四〇	一、一七	一、一七
八、六〇三	二八	九七	九七
一、三、四三七	四七	一、三三	一、三三
九、五五三	三三	九八	九八
一、三、九二一	四三	一、五三	一、五三
九、九四四	三三	一〇九	一〇九
一、三、二五三	四二	一、三三	一、三三
九、四三七	三三	一〇三	一〇三
七、一〇	三〇	七〇	七〇

一四九

郡市別	明治四十五年		大正二年		大正三年		大正四年		大正五年		五箇年平均百分率
	人員	検査合格者数	人員	検査合格者数	人員	検査合格者数	人員	検査合格者数	人員	検査合格者数	
賀茂郡	七四三	五七	一、三三	七三	一、三三	八六	五四	一、〇二	一、〇二	四七	七・四
田方郡	九三三	七三	一、三三	七三	一、三三	八六	五四	一、〇二	一、〇二	四七	七・四
駿東郡	九三三	七三	一、三三	七三	一、三三	八六	五四	一、〇二	一、〇二	四七	七・四
宮原郡	九三三	七三	一、三三	七三	一、三三	八六	五四	一、〇二	一、〇二	四七	七・四
庵原郡	九三三	七三	一、三三	七三	一、三三	八六	五四	一、〇二	一、〇二	四七	七・四
安岡郡	九三三	七三	一、三三	七三	一、三三	八六	五四	一、〇二	一、〇二	四七	七・四
志太郡	九三三	七三	一、三三	七三	一、三三	八六	五四	一、〇二	一、〇二	四七	七・四
小笠原郡	九三三	七三	一、三三	七三	一、三三	八六	五四	一、〇二	一、〇二	四七	七・四
周智郡	九三三	七三	一、三三	七三	一、三三	八六	五四	一、〇二	一、〇二	四七	七・四
濱田郡	九三三	七三	一、三三	七三	一、三三	八六	五四	一、〇二	一、〇二	四七	七・四
合計	七、四〇	五七〇	二、一〇	一、三三〇	二、一〇	一、三三〇	二、一〇	一、三三〇	二、一〇	一、三三〇	七・四

郡市別	明治四十五年	大正二年	大正三年	大正四年	大正五年	五箇年平均百分率
賀茂郡	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五
田方郡	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五
駿東郡	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五
宮原郡	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五
庵原郡	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五
安岡郡	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五
志太郡	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五
小笠原郡	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五
周智郡	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五
濱田郡	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五
合計	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五

一四八

引佐郡	濱松市	金指	六・二	鎮玉	六・〇	東濱名	七・六	井伊谷	七・八	簾玉	七・五	奥山	七・三
-----	-----	----	-----	----	-----	-----	-----	-----	-----	----	-----	----	-----

郡市別死亡率調

郡市別	明治四十二年	同四十三年	同四十四年	大正元年	同二年	同三年	平均率
賀茂郡	(一,四七五)	(一,五〇〇)	(一,二一〇)	(一,二五〇)	(一,四五四)	(一,八八八)	(一,八六九)
田方郡	(一,九〇五)	(一,九三六)	(一,九〇六)	(一,七三三)	(一,七三三)	(一,八〇〇)	(一,九〇〇)
駿東郡	(三,三三〇)	(三,三三三)	(一,三三三)	(一,三三三)	(一,三三三)	(一,三三三)	(一,三三三)
富士郡	(一,三三三)	(一,三三三)	(一,三三三)	(一,三三三)	(一,三三三)	(一,三三三)	(一,三三三)
庵原郡	(一,三三三)	(一,三三三)	(一,三三三)	(一,三三三)	(一,三三三)	(一,三三三)	(一,三三三)
安倍郡	(一,三三三)	(一,三三三)	(一,三三三)	(一,三三三)	(一,三三三)	(一,三三三)	(一,三三三)
静岡市	(一,三三三)	(一,三三三)	(一,三三三)	(一,三三三)	(一,三三三)	(一,三三三)	(一,三三三)
志太郡	(一,三三三)	(一,三三三)	(一,三三三)	(一,三三三)	(一,三三三)	(一,三三三)	(一,三三三)
榛原郡	(一,三三三)	(一,三三三)	(一,三三三)	(一,三三三)	(一,三三三)	(一,三三三)	(一,三三三)
小笠原郡	(一,三三三)	(一,三三三)	(一,三三三)	(一,三三三)	(一,三三三)	(一,三三三)	(一,三三三)

郡市別生産率調

郡市別	明治四十二年	同四十三年	同四十四年	大正元年	同二年	同三年	平均率
周智郡	(三,〇八六)	(三,〇八〇)	(三,〇八六)	(三,〇八六)	(三,〇八六)	(三,〇八六)	(三,〇八六)
磐田郡	(三,〇八六)	(三,〇八六)	(三,〇八六)	(三,〇八六)	(三,〇八六)	(三,〇八六)	(三,〇八六)
濱名郡	(三,〇八六)	(三,〇八六)	(三,〇八六)	(三,〇八六)	(三,〇八六)	(三,〇八六)	(三,〇八六)
濱松市	(三,〇八六)	(三,〇八六)	(三,〇八六)	(三,〇八六)	(三,〇八六)	(三,〇八六)	(三,〇八六)
引佐郡	(三,〇八六)	(三,〇八六)	(三,〇八六)	(三,〇八六)	(三,〇八六)	(三,〇八六)	(三,〇八六)
合計	(三,〇八六)	(三,〇八六)	(三,〇八六)	(三,〇八六)	(三,〇八六)	(三,〇八六)	(三,〇八六)

郡市別	明治四十二年	同四十三年	同四十四年	大正元年	同二年	同三年	平均率	現住人口
賀茂郡	(三,〇八六)	(三,〇八六)	(三,〇八六)	(三,〇八六)	(三,〇八六)	(三,〇八六)	(三,〇八六)	四八,八四七
田方郡	(三,〇八六)	(三,〇八六)	(三,〇八六)	(三,〇八六)	(三,〇八六)	(三,〇八六)	(三,〇八六)	七八,二二五
駿東郡	(三,〇八六)	(三,〇八六)	(三,〇八六)	(三,〇八六)	(三,〇八六)	(三,〇八六)	(三,〇八六)	七九,七六〇
富士郡	(三,〇八六)	(三,〇八六)	(三,〇八六)	(三,〇八六)	(三,〇八六)	(三,〇八六)	(三,〇八六)	六三,一九四
庵原郡	(三,〇八六)	(三,〇八六)	(三,〇八六)	(三,〇八六)	(三,〇八六)	(三,〇八六)	(三,〇八六)	四九,三〇三
安倍郡	(三,〇八六)	(三,〇八六)	(三,〇八六)	(三,〇八六)	(三,〇八六)	(三,〇八六)	(三,〇八六)	六四,二四〇
合計	(三,〇八六)	(三,〇八六)	(三,〇八六)	(三,〇八六)	(三,〇八六)	(三,〇八六)	(三,〇八六)	